

大阪大学における知的財産権の運用又は処分の対価として取得する株式等の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 大阪大学（以下「本学」という。）が所有する知的財産権の運用又は処分の対価として取得する株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の取扱いについては、大阪大学発明規程（以下「発明規程」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。

(受入れの基準)

第2条 総長は、大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー企業及び大学と関連の深いベンチャー企業等から、知的財産権の運用又は処分の対価としての株式等を取得するにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に定める審査結果に基づいて、その全部又は一部の取得を決定することができるものとする。

- (1)当該企業が対価に相当する現金を保有していないとき。
 - (2)当該企業が対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
 - (3)その他当該企業が対価を現金で支払うことによって、経営に著しい影響を及ぼすと認められるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、株式等を取得してはならないものとする。
- (1)株式等の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるとき。
 - (2)株式等を取得することにより、株主として経営参加権等の共益権を行使しないと当該企業の経営に著しい影響を与えるとき。
 - (3)その他総長が本学の運営に支障があると判断したとき。

(審査)

第3条 知的財産権の運用又は処分の対価として株式等を取得するときは、共創機構産学共創本部テクノロジー・トランスファー部門の審査を経るものとする。なお、産学共創担当理事は事前に経理担当理事に審査の内容を通知するものとする。

2 審査に関し必要な事項は、別に定める。

(補償金の支払時期等)

第4条 知的財産権の運用又は処分の対価として株式等を取得した場合は、発明規程第18条第1項の規定にかかわらず、当該株式等の売却収入等を得たときに補償金を支払うものとする。

2 前項の場合において、発明規程第18条第2項でいう「収入」とは当該株

式等の売却収入等をいい、「経費」には売却収入等を得るために要した手数料等を含むものとする。

(規定の準用)

第5条 株式等の評価方法、管理等及び売却等並びに新株予約権の権利行使については、国立大学法人大阪大学における寄附により取得する株式等の取扱に関する規則第6条及び第7条の規定を準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年1月1日から施行する。